

説文云、平地在草木曰林、又云、野外曰林、又云、草曰薄、訓久佐
無良、木曰林、月清紅葉ふく嵐に付て聞ゆ也、林のおくのさほしかの聲、後京極

〔東雅二地興〕林ハヤシ 義詳ならず、出雲國風土記に、意宇郡拜志郷の事を記して、昔國造られし大神大穴持命、越の八口を平げむがために、此地樹林茂盛の所に至りまして、吾御心之波夜志との給ひし故に林といふ、神龜三年の詔に依りて、拜志としるすと見えたる、これ上古の時の事をしるせしには、ハヤシと云ひし語の聞えし始也。越は、則^{神の時}上古の時、古志國也、古事記によると、素戔烏に、大原郡に、八口神社あり、風土記に、矢口神社と見えし是なり、後に古志之地を割て郡縣を置れしに及びて、大原郡に隸せしなり、もとの古志の名は、わづかに神門郡の郷名に遺れり、此國拜志郷の外、諸國諸郡の名に、ハヤシといふもの多かり、或ハ拜志とも、拜慈とも、拜師ともしるして、林字用ひしは、甲斐備中等國にたゞ三つありて、また其國にハヤシといふ地ある處を、林神社、波夜志神社、幣志神社など見えし、こゝに多し、意賀美神社としるせしもすくなからず、かれこれを併見るに、古の時には、ハヤシと云ひしものは、モリなどいふもの、如く、神社ある所の叢木の地をさし云ひしと見えたり、琉球國にして、オカミハヤシといふは、即神林なり、外國の事にはあれど、彼國の人の語には、我國の古語と覺しきは今もあるなり、以鳥記官、鄰子の徵とせし事あれば、是又一つの徵なりとも、ふべし、また顯宗天皇紀に見えし室壽の詞に、築立柱者、此家長御心之鎮也、取舉棟梁者、此家長御心之林也といふ事見えけり、舊事、古事、日本紀等の書に、上世の事共しるせし所に見えし林の字、皆よむでハラといふ、原の註に讀てハヤシといふ事は、この天皇紀を始とす、その後また皇極天皇紀に蘇我入鹿臣、また林臣といふと見えしは、林讀てハヤシといひけり、萬葉集の歌に、^{ウマカタ}綜麻形之林始しと見えしを、抄には袖山などの如くに、木をはやし初るなりと見えけり、いまも俗に凡物を生し立るを、ハヤスなどいふ是なり、されば、林をハヤシといひしも、其初神社を守りぬべきために、樹を生し立ぬるをいひしを、また此事によりて、凡竹樹の類、生し立ぬる所をも呼びて、ハヤシといふ事になりしとぞ見えたる

〔倭訓栞波前編二十四〕はやし 林をよめり、生すの義也、よて俗にはえともいへり、日本紀に、取舉棟梁者、此家長御心之林といひ、萬葉集に、吾角者御笠のはやし、吾宍者みなますはやしなどいへる